

厚生常任委員会記録

令和5年6月26日（月）於 第2委員会室

開会 午前10時00分

散会 午前10時37分

○出席委員（7名）

1番 須藤 江利加 委員 2番 工藤 裕介 委員 3番 志村 洋子 委員
9番 竹浪 敦 委員 11番 坂本 崇 委員 18番 野村 太郎 委員
22番 松橋 武史 委員

○出席理事者（4名）

健康こども部長 佐伯 尚幸 国保年金課長 葛西 正樹
市民生活部長 岩崎 隆 環境課長 菊池 浩行

○出席事務局職員（2名）

次 長 堀子 義人 書記 附田 準悦

【午前10時00分 開会】

- 委員長（坂本 崇委員） これより、厚生常任委員会を開会いたします。
ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。
本定例会において、厚生常任委員会に付託されました案件は議案2件であります。

議案第44号 弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

- 委員長（坂本 崇委員） まず、議案第44号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。健康こども部長。

- 健康こども部長（佐伯尚幸） それでは、議案第44号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。

本条例案は、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び軽減適用に関する所得判定基準の改定をするものであります。

今回の改定理由といたしましては、賦課限度額を引き上げることにより、既に限度額に達していた一部の高所得者に引上げ分の保険料を御負担いただくとともに、軽減適用の所得判定基準を拡大することによって中・低所得者の負担を軽減しようとするものであります。

それでは、項目1の賦課限度額の改定について御説明申し上げます。

先に、賦課限度額とは何かと申しますと、被保険者の皆様に負担していただいております保険料について一定の上限を設けているものであります。

今回の改定は、項目1の表にあります後期支援金分の賦課限度額を20万円から22万円に2万円引上げをしようとするものであります。今回の賦課限度額の改定は後期支援金分のみであり、医療分と介護納付金分につきましては据置きとなります。この三つの区分の合計賦課限度額は、世帯ごとに最大で102万円から104万円となります。

次に、項目2の軽減判定所得基準の改定について御説明申し上げます。

今回の改定は、国民健康保険料について、所得額が一定基準以下の被保険者に対して適用している均等割額及び平等割額の7割・5割・2割軽減のうち、5割軽減と2割軽減における軽減所得判定基準を改定するものであります。

まず、5割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額が、これまでの28万5000円から29万円となり、5,000円拡大されております。次に、2割軽減の基準は、被保険者数に乗ずる金額が、これまで52万円であったものが53万5000円となり、1万5000円拡大されております。

今回の改正に係る国からの通知が次の資料2となります。項目第2の改正の内容で、四角で囲んでおります1が賦課限度額について、2が保険料軽減判定に係る改正について示されたものであり、裏面の項目第3にありますように、施行は令和5年4月1日となっており、本年度の保険料賦課からとなります。

次に、資料3をお開き願います。

本年4月21日に開催しました国保運営協議会へ諮問した際の答申書であり、諮問どおり実施することが認められたものであります。

続きまして、資料4をお開き願います。項目1の賦課限度額世帯の推移見込みを御覧ください。

今年2月末時点の国保加入世帯状況で推計しますと、限度額を超過する世帯数は、後期高齢者支援金等分が524世帯から105世帯減少し、419世帯と見込まれます。これは、賦課限度額を2万円上げることによって、これまで賦課限度額に達していた世帯が減少することとなります。賦課限度額に達する世帯の割合は、後期高齢者支援金等分につきましては2.17%から1.73%に減少する見込みであります。

次に、項目2の賦課限度額の改定に伴う影響額の見込みを御覧ください。

従来の賦課限度額による場合の調定額を試算し、賦課限度額を改定した場合の調定額と比較した結果、今回の改定によって約929万円の増額効果が見込まれるものであります。

次に、項目3の賦課限度額に達する世帯人数別の所得及び収入額は、世帯人数ごとによる賦課限度額に達する所得について、上段の表が改定前、下段の表が改定後となります。

一人世帯の例で説明いたしますと、現行の場合、年間約809万円の収入、所得約618万円で賦課限度額に達しますが、改定後は収入が約66万円増の約875万円、所得としては約62万円増の約680万円で賦課限度額に達することとなります。

次に、資料5は、法定軽減基準の改定内容を説明するものであります。

まず、項目1については、今回の条例改正該当条文と法定軽減基準の改正内容となり、5割と2割の軽減該当基準が拡大されることによって軽減該当世帯が増えることとなります。

次の項目2は、法定軽減基準改正に伴う対象世帯、被保険者数の推移見込みになります。令和5年2月28日時点で試算した結果、5割軽減が55世帯98人増加、2割軽減が100世帯170人増加するものと見込んでおります。

次に、項目3の法定軽減基準改正に伴う影響額の見込みについてであります。今回の改正によって軽減世帯が増加となることから、それによって保険料調定額は約292万円減少となる見込みとなっております。なお、法定軽減による減少分については、国保基盤安定負担金として県などから支援を受ける仕組みとなっております。

最後に、資料6をお開きください。今回の改正案に係る新旧対照表であります。

以上で国民健康保険条例の一部を改正する条例案の説明を終わります。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 私からちょっと質疑させていただきます。

まず1点目なのですが、今回、賦課限度額が102万円を超えて104万円ということになっているのですが、国において令和4年度の賦課限度額の引上げを据え置く対応がなされたと理解しているのですが、その理由についてお答えいただきたいです。

あと、2点目は、他市の実施状況と、賦課限度額を据え置く対応が行われている自治体が全国ではございますけれども、この賦課限度額を下回る設定ができるという確認をしたいと思うのですが、この点についてもお答えください。

あとは、令和4年度は国が据え置いていたのですが、令和5年度、今回、コロナが2類から5類となって、少しずつ落ち着いてきているところではありますが、物価高騰の影響が続く中でございまして、値上げがなされてしまったわけで、やはり市としても国に対して訴えてほしいと思っておりました。お願いします。

○国保年金課長（葛西正樹） 厚生労働省では、医療費の増加に対して被保険者の所得が十分に伸びていかない状況で、賦課限度額を仮に引上げせずに保険料率だけ引き上げるというふうな対応をした場合には、高所得者層の負担は変わらずに中間所得層の負担だけが重くなるということで、負担のバランスが非常に悪くなるということで、高所得層の負担を、賦課限度額を引き上げて中間所得層の被保険者に配慮した、初めてそういう保険料の設定が可能になるというように見解を示しております。

また、被用者保険では、賦課限度額超過世帯を0.5%から1.5%の範囲に収めるよう法で定められておまして、厚生労働省が行った推計によりますと、令和4年度では国保における賦課限度額超過世帯の割合が1.52%となっております。賦課限度額を仮に引上げしなかった場合には、その割合が1.56%に増加するということから、後期高齢者支援金等分の賦課限度を2万円引き上げることによって賦課限度額超過世帯の割合が1.51%になるという推計を基に令和5年度の税制改正大綱に盛り込まれたというものでございます。

先ほど、令和4年度の据置きというお話がありましたけれども、それは令和3年度のお話だと思いますので。令和3年度には、このような推計を行った結果、据置きされるというふうになったものでございます。

今後も国では国保の賦課限度超過世帯の割合を踏まえて、引上げに関して検討していくというものでございます。

次に、2番目に御質疑のありました他市の状況についてでございますけれども、現在、青森県内の40市町村は全て、賦課限度額について法定の上限と同じというふうにしております。

賦課限度額については、国民健康保険法上では、その賦課限度額までに設定することができるという規定になっておまして、御質疑いただいた、それ以下にできるかどうかというところに関しましては、それ以下で設定するというのもできるというものでございます。これは、各保険者の実情に応じた対応が可能なるものであることから、全国レベルでは確かに法定の賦課

限度額までの設定をしていない市町村も存在するということではありますけれども、実態については把握していないものでございます。

県内としましては、平成30年度から国民健康保険の保険者を都道府県と市町村が共に担っていくということになっておりまして、青森県におきましては、令和3年2月に策定された青森県国民健康保険運営方針に基づきまして、県と市町村が一体となって国保を運営しているというところでございます。その運営方針において、賦課限度額につきましては、県が市町村に納付を求める事業費納付金の算定において、設定する賦課限度額を法定の賦課限度額と同額として試算して行っているということを踏まえますと、国の改定に合わせた限度額とすることが求められるものでございます。

具体的に、県内で保険料率を完全に統一する時期というのがまだ未定でございますけれども、当県においては、数年先に予定されている保険料の完全統一に向けて、各市町村の取扱いが標準化されるべきだなというふうに考えてございますので、今回、賦課限度額については国の改定に合わせたものとすべきであるというふうに考えてございます。

3点目、コロナが2類から5類へということで、物価が高騰している時期にということではございますけれども、賦課限度額を引上げること自体が、どちらかというが高所得者と中間所得者の負担のバランスを是正するというか、バランスを保っていくというためのものがございますので、これはこれで必要なものだというふうに思いますし、県内統一して、賦課限度額と一緒に保っていくということを考えますと、なかなかそこを上げないようというふうな提言をしていくような状況ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○1番（須藤江利加委員） 質疑をちょっと続けたいのですが、一つが賦課限度額の引上げの影響についてでございます。負担増になる実世帯数及び影響総額について、1世帯当たりの負担額についてちょっとお聞きしたいと思います。

あともう一つが、賦課限度額に到達する世帯数のところなのですが、改正前と改正後と比較したときに、それぞれの金額についてもう少し詳しくお答えいただきたいと思います。

もう1点だけ。賦課限度額を超える世帯数で限度額以上に負担が増えることはないようなのですが、限度額というのが、1000万円、2000万円、何千万円と持っている人がいらっしゃると思うのですが、今回、104万円になったのですが、そのような中で、結果として低・中間層の方が高所得者よりも負担率が高い状況になってしまうのではないかと思います。

応分負担の公平性となっているのですが、実際の所得階層別の国保世帯とか滞納世帯、滞納総額についてぜひ、細かいのですが、分かるのであればお答えいただきたいです。低・中間層において滞納の状況がこの時点であるのか、ちょっと確認したいです。

○国保年金課長（葛西正樹） ただいまの御質疑の1点目につきまして、賦課限度額の引上げの影響についてということで、負担増となる世帯数や影響額についてということでございますが、お配りしている資料4のほうを御覧いただきまして、資料4の1のところを御覧いただきますと、改定後には限度額に達する世帯が、もともと524世帯であったものが419世帯になるというふうな表になってございます。この419世帯については、改定後も継続して限度額適用になるということは、この419世帯に対する影響額としては、2万円負担が増えるということとなります。105世帯、減少する世帯は増えないかという、2万円丸々増えるわけではなくて、その間の額で増えるということになりますので、試算では105世帯で90万4100円増えるという計算になってございますから、平均でいきますと、この105世帯については8,610円の負担が増えるというふうに試算しているものでございます。

続きまして、二つ目の御質疑につきまして、限度額に到達する世帯について、どのくらいの収入で該当になるのかというのを詳しく記載している表が資料4の3のところになります。

改定前には、目安としては、1人世帯の場合は、収入でいうと809万円で該当していたものが、改定後は875万円で該当するようになります。5人世帯の場合は、改定前は689万円で到達していたものが、改定後は759万円となります。

賦課限度額というのは、高所得世帯における救済措置、恩恵となるものでございますので、限度額が引上げになりますと若干、対象でなくなるということで、対象世帯が減少するというものでございます。

最後、御質疑の三つ目に関しましては、どうしても、賦課限度額があるということは高所得世帯での負担が頭打ちになるということで、しわ寄せが中・低所得者に行くことによって滞納が発生するようなことが起こるのではないかというような趣旨の御質疑であったかと思っておりますけれども。

国民健康保険料における所得階層区分ごとの滞納状況につきまして、令和3年度末時点の滞納世帯が全体で約2,400世帯ございます。そのうち、低所得世帯として区分する国民健康保険料の7割軽減を受けている世帯が、構成比でいくと25%に当たる約600世帯、5割軽減を受けている滞納世帯は15%で約350世帯、2割軽減を受けている滞納世帯が10%で約250世帯ということで、軽減を受けている世帯までで大体、全体の半分ぐらいの1,200世帯ぐらいになります。

一方で、所得が100万円を超えるというような、いわゆる中間所得層以上の賦課限度額の世帯まで含めた中・高所得世帯は残りの約50%の1,200世帯ございますので、大体滞納が発生する割合としては半々というふうになっておりまして、そもそもの構成比でいきますと、全体の100%に対して、軽減の対象になる世帯までで65%ぐらいを占めているということを考えると、必ずしも中・低所得者のほうで滞納が発生しやすくなっているという状況にはなっていないというふうに考えておりまして、一概に負担が、中・低所得者のほうが多くて滞納も発生しやすいという状況にはなっていないというふうに考えているものでございます。

○18番（野村太郎委員） 今、須藤委員からいろいろあったので、私からは簡単に質疑させていただきたいと思っております。

今回、国の方針ということに合わせて限度額と、それから法定軽減基準の改定と二つ一緒に行ったということで、賦課限度額のほうから見ると収入は増になるのだけれども、でも最終的に、この軽減も含めると大体292万円の赤字というか、それを弘前市・県の一般会計から補填するという形になるというふうに理解しております。

お聞きしたいのが、今、これもそうだけれども、弘前は、賦課限度額とかというのは結構かついで、しっかりやってきた中での今回の改正で、結果的に約300万円の赤字が出ているというこの状況。要するに、やっぱり保険行政として赤字が出てしまうというのは健全とは言えないよねというような、やっぱりこれまでの十数年間、国保行政を見ていて思った当人としては、国の方針に合わせて結局、赤字が出ることになるということは少し納得がいかないところがあって、その点について、今回、国の改定に合わせて改定して、結果的に約292万円の赤字が出るということになったことに対して、弘前市ではどういうふうに考えておられるのか。

もう1点が、先ほどもお話しされていましたが、いわゆる国保の県単位化、いつというふうなところがまだちゃんと示されていないという状況なのですけれども、今後、これを県単位化していく中で、結局のところ、県単位化した結果、弘前がこれまでのような、こういう赤字が出るというような、補填せざるを得なくなるというような体質になっていくのではないかという

ふうな危惧もあるのですけれども、今後、それこそ本当に、まだいつということが決まってい
ない県単位化を目指す中で今回の、赤字が出たというような、補填せざるを得なくなっている
というところ、県との話合いで、今後どういうふうに健全な国保行政の実現に向けていくのか
というところを、細かい具体的な数字というのは出せないと思いますけれども、方針として、
考え方として今の二つをちょっとお聞きしたいなと思います。

○国保年金課長（葛西正樹） ただいまの御質疑の一つ目に関しまして、まず約292万円の赤字
が出るというような御認識で御質疑されてございましたけれども……（「まあ、調定額ですか
ら」と呼ぶ者あり）これは、実は賦課限度額を上げることによって国保の収入が、高所得層に
おいては929万円分増えて、低所得層のほうで実入りが、賦課額が目減りすることによって、
収入が減少するほうが約292万円ということですので、トータル、差引きでいくとプラスにな
るという状況だということでございます。

それと、賦課限度額のほうはやってもやらなくてもいいという、選択する余地があるのです
けれども、法定軽減のほうは、もう法定で必ずやるしかないので、実入りが少なくなりますけ
れども必ずやらないといけないと。ただ、その分に関して一般会計のほうから繰入れするとい
う、これは福祉的な意味合いで軽減しているものでございますので3款から繰入れするのです
けれども、そのうちの75%は国と県で負担していただいて、残りの25%だけ市の一般財源から
入れるというようなことになるものでございます。これは、やっていくところではないかなと
いうふうに思っているところでございます。

次に、県単位化の、いつ県単位化するかというところもなかなか分かっていないところでは
ございますけれども、そもそもが、もともと国保財政は長年、非常に苦しい財政運営をしてき
たということが、平成30年の県単位化以降、国の交付金等が増強されて、ある程度、各市町
村で非常に赤字が積み上がっている中だとくつつくにしてもまとまらないということで、結構
厚手に交付金が交付されているという影響もあって、ある程度健全化してきておりまして、弘
前市においても直近の基金残高が25億7000万円ぐらいで、今年度の黒字が確定した分を積みと、
9月に補正した段階では30億円を超えてくるという状況になってございます。その中で、各市
町村で、もっと財政的に厳しいところもある中で、弘前市は比較的、今は安定している状況な
のかなというふうに考えてございますが、もっと苦しいところはあるということで、県単位化
に向けて今年度、県内の市町村ワーキンググループでいろいろな話をしていくという中で、そ
れぞれの事情等も酌みながら、それぞれの市町村が納得できるような形でどういうところを目
指していくかというところを、話合いをして決めていくというふうに考えているところでござ
います……（「今年やるということか」と呼ぶ者あり）今年度にワーキンググループですね。保
険料も含めて様々な、県内で統一するべきところに関して話合いをして、来年度からの、第3
期の青森県の国保運営方針を決めると。それが6年度からの、6か年分の計画を今年度中に
ワーキンググループ等で話合いをした中で、県の運営協議会に諮って策定するというような段
取りになってございます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 議案第44号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に反対

の立場から討論いたします。

国民健康保険事業は、その法の第1条で社会保障であると定められています。しかし、国はその国庫負担割合を減らし続けてきました。しかも、国保に対する国の責任をさらに減らすため法を改正し、自治体から都道府県単位化へと制度変更を行いました。各自治体には交付金を使って徴収強化を誘導し、一般会計からの繰入金を徐々に減額することを求めています。

今回の改正では、後期高齢者支援金等分で2万円引き上げられることになり、収入に応じた保険料となっていません。

後期高齢者支援金が導入された2008年は、68万円からのスタートでした。この16年間に36万円上げてきて、今回で104万円になっております。国保料限度額が令和4年度に100万円を超えてから、さらにこうして増え続けている状況になっております。

限度額の後期高齢者支援金等分の20万円から22万円の引上げによって限度額を超える世帯は減少しますが、税収は929万円を超えることになってしまいます。この層において、必ずしも暮らしに余裕があるわけではありません。

よって、議案第44号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行いました。

○18番（野村太郎委員） 私は、議案第44号弘前市国民健康保険条例の一部を改正する条例案に賛成する立場で意見を申し上げます。

今回の条例改正は、国の方針に合わせて、国民健康保険法施行令の一部改正に準じたものであり、所得額が一定基準以下の被保険者に対して適用している均等割額及び平等割額の5割並びに2割軽減における軽減所得判定基準の見直しをすること、さらに保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額の引上げをしようとするものであります。

国民健康保険料の軽減所得判定基準の見直しをすることで保険料の負担が軽減される者が増えるものと見込まれ、また所得の高い方にはもう少し負担をしていただくことで中・低所得層の保険料の負担軽減が図られ、社会保険制度として被保険者の負担の公平性が重要となる国保の仕組みに合致するものと考えます。

以上のことから、趣旨妥当と認め、議案第44号については賛成するものであります。

なお、理事者におかれましては、今後も国保財政の健全化により一層努められるよう要望して、私の賛成討論とさせていただきます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（坂本 崇委員） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

議案第50号 西目屋村と弘前市との間のごみ処理事務委託の廃止について

○委員長（坂本 崇委員） 最後に、議案第50号西目屋村と弘前市との間のごみ処理事務委託の廃止についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（岩崎 隆） それでは、議案第50号西目屋村と弘前市との間のごみ処理事務委託の廃止について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

1、概要についてであります。

一般廃棄物最終処分場でありますECクリーンセンター瑞穂の廃止に伴い、平成18年に締結した西目屋村と弘前市との間のごみ処理事務委託に関する規約に取り決めた委託事務が終了したため、地方自治法の規定に基づき、ごみ処理事務委託を廃止するものであります。

次に、2、本規約締結に係る経緯についてであります。

(1)三つの埋立処分場の承継についてであります。旧岩木町、旧相馬村及び西目屋村で構成された中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合は、ECクリーンセンター瑞穂、新岡地区埋立処分場及び高森地区埋立処分場の3施設において一般廃棄物の最終処分を行っていましたが、平成18年の旧岩木町、旧相馬村及び旧弘前市の合併に伴い、当該3施設のうち、ECクリーンセンター瑞穂については最終処分事務が、新岡地区及び高森地区埋立処分場においては既に満杯となっているため、廃止に向けた手続等を行うための管理事務が合併後の新弘前市に承継されております。

このことにより、配付資料2の西目屋村との協議に基づく本規約を締結し、新弘前市において西目屋村由来の一般廃棄物に係る事務等の委託を受けていたところであります。

次に、(2)の三つの埋立処分場の廃止についてであります。新岡地区埋立処分場は平成29年に、高森地区埋立処分場は平成30年に県による廃止確認を、ECクリーンセンター瑞穂は平成30年5月に廃棄物の受入れを終了し、令和元年12月に県へ埋立て終了を届出、令和4年11月に県による廃止確認を受けております。

これら三つの埋立処分場が廃止となり、委託事務も消滅したことから、資料2の本規約に基づき執行してきた事務委託を廃止しようとするものであります。

最後に、参考として、資料3、中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合所管理立処分場について、及び資料4、埋立処分場位置図を配付してございますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○委員長（坂本 崇委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○1番（須藤江利加委員） 資料3のところでもちょっと確認なのですが、平成30年1月に高森地区の廃止が確認されて、令和元年12月に県のほうに提出とあるのですが、それ以降の動きの部分を見ると、かなり時間がかかっているように見えるのですが、これについて、時間がかかりかかっている経緯について教えていただきたいと思っております。

○環境課長（菊池浩行） ECクリーンセンター瑞穂の廃止確認から、何で時間がかかったかということかと思っておりますけれども、埋立処分場では埋立地からの浸出水を処理して公共水域に放流しておりますが、県による廃止確認がなされなければ水処理を終了することができないというものであります。

ECクリーンセンター瑞穂においても、令和4年11月、県による廃止の確認を受けてから、西目屋村と事務委託廃止の手続を進めると同時に水処理を停止して浸出水を、水処理施設を通らず直接、公共水域へ放流するための工事、また施設の水槽内の清掃、あるいは建物の防雪対策など、施設閉鎖のための業務を行ってきたということでもあります。

今般、全ての業務が終了したということで本議案の提出というふうになったものでございます。

○委員長（坂本 崇委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（坂本 崇委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時37分 散会】